



地方分権改革に関する提案募集への対応状況について

令和 2 年 7 月 22 日
本 部 事 務 局

令和 2 年 6 月 29 日に内閣府の「地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会合同会議」が開催されました。当会議の結果として、同年 6 月 30 日に関西広域連合の 10 提案及び関西広域連合と構成府県市との共同提案 14 提案に対する検討区分が、次のとおり示されました。

1 令和 2 年 提案募集に係る検討区分（調整対象案件の詳細は別紙）

検討区分	提案数		
	全国	関西広域連合	
		連合提案	共同提案
I 内閣府と関係府省との間で調整を行う提案(*1)	170	2	7
うち、重点事項と位置づけられた提案(*2)	52	0	0
II 関係府省における予算編成過程での検討を求める提案	27	0	3
III 提案団体から新たな支障事例が示された場合等に調整対象とする提案等	62	8	4
提案総数	259	10	14

※ 1 連合提案のうち、内閣府と関係府省との間で調整を行う提案(2項目)

提案項目	
1	専門職大学の設置認可等の事務の一部移譲
2	地域の人材育成に関わる大学等への補助事業等の事務の一部移譲

※ 2 地方分権改革有識者会議の提案募集検討専門部会で調査・審議を行う案件

2 調整対象となった提案（共同提案）についての今後のスケジュール

- 7月下旬～8月中下旬 ○所管府省からの第1次回答、提案団体への意見照会に対し、提案団体から意見を提出
- 9月上旬～中旬 ○関係府省への再検討要請
- 9月下旬～11月中旬 ○第2次回答公表、内閣府と関係府省との最終調整
- 12月中下旬 ○地方分権改革推進本部、閣議（対応方針の決定）

3 今後の対応

所管府省の1次回答及び提案団体への意見照会に対する意見の提出について、回答案を本部事務局等で作成し、各構成団体・広域連合長に協議のうえ、内閣府に回答する。

1 関西広域連合からの提案のうち調整対象となったもの（2提案）

提案項目		提案内容
1	専門職大学の設置認可等の事務の一部移譲	申請者の利便性向上に加え、地域の実情に応じた審査を可能とするため、専門職大学の認可等に係る権限について、関西広域連合への移譲を求める。そのため、まずは設置認可申請の受理、事前審査等を行い、大学設置・学校法人審議会への意見を述べるができる枠組みをつくることを求める。
2	地域の人材育成に関わる大学等への補助事業等の事務の一部移譲	関西の人材ニーズや人材育成環境を的確に把握した審査を行うため、大学等への補助事業のうち地域の人材育成に関わるものの受付・選定事務の一部について、関西広域連合への移譲を求める。

2 関西広域連合と構成府県市の共同提案のうち調整対象となったもの（7提案）

提案項目（提案団体）		提案内容
1	社会資本整備総合交付金制度に係るシステムの入力情報の有効活用（京都府）	社会資本整備総合交付金システム（SCMS）に入力された情報を有効活用（CSV形式等でのエクスポート機能の追加等）することで、国が行う照会の回数及び事項の見直し（削減）を求める。
2	障がい福祉サービス（特に「自立訓練（生活訓練）」）における利用期間の弾力的運用（大阪府）	障がいのある者の学校卒業後等の学びの場について、生徒や保護者がその情報を入手しやすいよう、府として、障がい福祉サービスを活用して取り組む事業所の情報公表の仕組みを展開しているところ。 これら事業所は、学びの場として、カリキュラム策定や職員配置等に関し、独自の取組みを展開している。 これら事業所のように独自の取組みを展開する場合に、そのサービス利用期間について、利用者や事業所等の追加負担を生じさせることなく、弾力的な運用を可能とするなどの所要の制度改正を図られたい。
3	市町村の認可を受けた地縁による団体が、株式を保有できることの明確化（兵庫県）	市町村の認可を受けた地縁による団体が、当該団体の規約に規定する権利・義務の範囲内において株式を保有できるようにして、通知等により公証人役場等に対して明確化すること。
4	特別永住者証明書の交付方法の弾力化（兵庫県）	申請者の利便性の向上、窓口業務の負担軽減の観点から、特別永住者証明書の申請者本人、代理義務者（同居している配偶者及び6親等内の血族又は3親等内の姻族）または取次者（別世帯の親族等）が申請時に来庁した場合は、交付時の本人出頭義務を免除し、郵送（本人限定受取郵便、簡易書留等）による交付を可能とすること。
5	多面的機能支払交付金における実施状況報告の簡素化（兵庫県）	活動組織および市町の事務負担を低減するため、実施状況報告様式を簡素化すること。
6	「地方創生推進交付金」及び「地方創生拠点整備交付金」の変更申請時期の弾力的対応（徳島県）	地方の創意工夫にあふれた取組を推進するため、「地方創生推進交付金」及び「地方創生拠点整備交付金」の増額を伴う変更申請時期を拡大すること。
7	肉用牛肥育経営安定交付金における標準的販売価格の算出に係る食肉市場等の取引データの収集方法の合理化（徳島県）	肉用牛経営安定対策において、標準的販売価格の算出に用いる食肉市場等の取引データについて、都道府県を経由せずに、国または独立行政法人農畜産業振興機構が食肉市場等から直接データを収集する仕組みへの見直しを求める。

＜提案募集方式の見直しについて＞

1 「大括り」の権限移譲及び国側の支障事例の立証等

提案募集方式について、分権型社会を実現するといった観点から、限定的な事務・権限の見直し等に留まることなく、関連する事務・権限を一括して移譲するなど「大括り」な分権改革を進める方策を検討すること。なお、検討に当たっては、次の点に留意すること。

- ① 地方に事務・権限を委ねることによる特段の支障等を国が立証できない限り移譲・見直しを実行する方向で取組を進めること。
- ② 全国一律の事務・権限の移譲にこだわらず、提案団体を含め、希望する地方自治体への選択的な移譲を積極的に進めること。

2 地方分権改革有識者会議の機能強化

地方分権改革推進委員会と同様に、地方分権改革有識者会議を地方分権改革推進本部から独立した機関として、国と地方の関係を再構築する観点から、内閣総理大臣に対し提案への対応方針に係る勧告を行える権能を付与すること。そして、国が地方に事務・権限を委ねることによる特段の支障等を立証できない限り、勧告を行うこと。また、当該審査に当たっては、広域連合長を含む地方側の代表者から意見を聴く仕組みを設けること。

3 広域連合への権限移譲の検討

- ① 広域行政課題に適切かつ効果的に対応し、国からの事務・権限の移譲の受入体制を整備するという広域連合制度の趣旨に鑑み、国から関西広域連合への権限移譲を求める提案に関しては、具体的な支障事例が無くとも関係府省へ検討要請を行うとともに、地方分権改革有識者会議において議論すること。
- ② 「地方分権改革の総括と展望」（地方分権改革有識者会議 平成 26 年 6 月 24 日）において「国から都道府県に移譲する場合には、必要に応じ、広域連合など広域連携の仕組みを活用すべき」とされていることから、国から都道府県への事務・権限移譲の提案を検討するにあたり、当該権限が 2 以上の都道府県に跨がる場合は、広域連合への権限移譲を行うことについても併せて検討すること。

4 提案募集方式にかかる手続の見直し

- ① 関係府省との調整対象外とされた提案であっても、現在の状況を踏まえて見直しを行うなど、地方行政に関する提案は幅広く関係府省との調整対象とすること。
- ② 「引き続き検討を行う」とされた地方の提案については、提案趣旨に沿って確実に検討を行い、その結果を速やかに地方に情報提供すること。
- ③ 関係府省の第 2 次回答において「提案内容と異なる措置」や「対応不可」とされた事案について、現在も提案団体から意見を提出することは可能であるが、関係府省に回答義務はないことから、当該意見提出についても公表を前提とする正規の手続に位置付け、最終的な見解を示すこと。
- ④ 過去の提案と類似している内容であっても、具体的な支障事例の提出があった場合は、地方が抱える喫緊の課題の解決を図るという観点から、関係府省へ再検討を要請すること。

＜地方分権改革の新たな推進手法の提案について＞

提案募集方式には、一定の成果は認められるが、同方式は、個別の事務について地方側が支障事例を示し、国へ制度改正を求めるものであるため、国と地方の役割分担を見直すような大胆な権限移譲には限界がある。地方分権改革の更なる推進のため、次の新たな仕組みを導入すること。

1 国と地方の協議の場における分科会の設置

- ① 国と地方の役割分担を見直し、「大括り」の事務・権限の移譲を実現するため、国と地方の協議の場に関する法律に基づき、「国から地方への権限移譲に係る分科会」を政策分野毎に設置すること。
- ② 国と地方の協議の場に関する法律に基づき、府県域を越える地域ブロック固有の行政課題を解決するための分科会を設置し、国と都道府県域を越える広域連携組織を含めた地方との役割分担等についても協議を行うこと。

2 権限移譲に係る「地方分権特区」の導入

- ① 現在の提案募集方式では、「移譲可」「移譲不可」の回答しかなく、権限移譲が進まないことから、提案募集方式とは別に実証実験的に権限移譲を行う「地方分権特区」の導入とともに、実証実験を行った結果、移譲することに支障がない場合は、権限移譲を行うこと。
- ② なお、実証実験については対象分野を定めず、実証フィールドを持つ地方だからこそできる取組はすべて対象分野とし、地方が描くグランドデザインに基づき、それを具体化するために必要な権限の移譲等を行うこと。
- ③ 実証実験については、原則、提案団体において実施することとし、関西広域連合が提案した事務・権限については関西広域連合において実証実験を行うこと。ただし、都道府県や市町村が提案したものであっても、当該事務・権限が広域にわたり、都道府県単位での実証実験では適切な結果を得られないことが想定される場合には、提案団体と調整の上で、府県域を越える広域課題に積極的に取り組んでいる関西広域連合においても実証実験を実施すること。
- ④ 関西広域連合が提案している、地方からの人口流出を抑制し、東京一極集中を是正するため、地方における人材育成・人材活用の取組を創出し、人々の関西への定着を目指す「職業人材活躍特区」（仮称）について実証実験を実施すること。

3 国と関西広域連合との共同事務処理の推進

国の出先機関の専門性・実績と関西広域連合の関西に根付いた組織・ネットワークなどを一体となって活用し、共同で事務を進め、国の政策に地方の特色や主体性を最大限に活かし実現していくことが必要である。このため、関西に関する国の計画策定や、大規模災害対策など、共同で取り組むことで、効果が高まりかつ効率的なものや、事象発生時等に円滑な対応ができるものなど、関西広域連合と国が共同して実施することが適当なものについて、関西広域連合からの要請により共同処理できる枠組みを創設すること。